

## 第 1 1 回金沢家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日 ( 木 ) 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 2 0 分まで

### 2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員 ( 五十音順 , 敬称略 )

あねざきしょうこ , 伊丹俊彦 , 今井静子 , 奥野美彌子 , 紙浦健二 , 北川善昭 ,  
斉藤尚善 , 坂本英之 , 戸倉晴美 ( 委員長代理 ) , 西村依子 , 東 芳郎 ,  
吉野幸枝

#### (2) 事務担当者等

荒谷首席書記官 , 森下次席家裁調査官 , 相原主任書記官 , 永井事務局長 ,  
上田総務課長 , 西海庶務係長

### 4 議事

#### (1) 委員長代理開会あいさつ

#### (2) 新任委員の紹介及びあいさつ

#### (3) 委員長互選

紙浦委員を委員長に選出

#### (4) 議事公開についての確認

議事の公開方法等については , 従前どおりとされた。

#### (5) 本日のテーマ「高齡化社会における家庭裁判所の役割 - 成年後見制度を中心として - 」について , 委員長から趣旨説明

#### (6) 手続説明用 DVD ビデオ「成年後見」視聴

#### (7) 成年後見人の職務内容等について事務担当者からパワーポイントによる説明

#### (8) 意見交換

( 発言者 / 委員長 , 委員 , 事務担当者 )

事前に配付した別紙話題事項を基に委員から意見を伺った。

後見人に対する報酬は一律に決まっているものなのか。

報酬については、被後見人の資産の状況や後見人の職務の内容に応じて裁判所で決めている。

報酬が支払われるスパンや金額はどれくらいか。

後見人から請求があった時点で支払うことになるが、概ね1年ごとに支払うことが多い。金沢家裁では、報酬額として月額1万から3万円程度を支払うケースが多い。

後見の申立て後、実際に後見が開始される件数はどれくらいか。親族間で争いがある場合でも開始されるものなのか。

申立ての相談の段階で申立てをやめるケースはあるが、申立書類を提出した後に後見が開始されなかったというケースは、被後見人が開始前に亡くなる等の事情がある場合以外はほとんどない。親族間に争いがあって、親族の中から後見人を選べない場合、裁判所が弁護士や司法書士等の第三者後見人を選任して開始することが多い。

任意後見制度は、金沢家裁でどれくらいの申立てがあるのか。

平成19年度の任意後見監督人選任申立事件は10件以下であった。

任意後見制度とは、被後見人の意思がしっかりしているときに、被後見人本人が任意後見人（任意後見受任者）を決めて、任意後見契約を公証人役場で結ぶ制度である。その後、被後見人の意思能力が減退していよいよ後見が必要になってきたときに、家庭裁判所に対し、任意後見人を監督する任意後見監督人の選任が申し立てられる。任意後見監督人が選任されることによって契約の効力が発生し、任意後見が始まる。裁判所は、任意後見監督人選任の申立てがあって初めて、任意後見人の存在を把握することになるので、それまでは任意後見契約が何件締結されているかは分からない。

説明では、後見を必要とする人が潜在的に200万人いるところ、平成19年度までの全国の申立総件数が約12万件であれば、約6パーセントしか利用されていないことになる。その理由等について、どのように分析してい

るのか。

親の意思能力が低下してきた場合でも，長男等が事実上後見を行っている例が殆どではないかと思われる。また，現在の成年後見制度は，従来の禁治産・準禁治産制度を利用しやすいように是正した形で平成12年から施行されたのであるが，依然として国民の間では抵抗感があって利用率が低いのではないかとも思われる。

親に意思能力がないような状態の中で，後見人は，親の財産状況を把握しきれものなのか。

後見人は本人と同等の権限をもつので，心当たりのある金融機関に預金残高等を照会するとか，証書があればそれを基に調査することになる。金融機関等は，守秘義務等の理由で後見人からの照会に応じないということとはできない。それでも調査には限界があるので，できる範囲での調査を行うことになるとは思う。

後見制度の利用率が低いということであったが，意思能力がない親を抱えている人たちは，医療費等に必要なお金を金融機関から下ろすのに実際にどのようにしているのか。

どうしても必要があるという人は，すでに成年後見の申立てをされていると思う。成年後見が必要だとする，差し迫った状況の人が全体の約6パーセントであり，現時点でまだまだ差し迫った状況にある人が少ないのだろうと思われる。ということは，医療費等を親族が立て替えているようなケースも多いと思われる。今後，医療費等の立替え分が膨らみ，差し迫った状況に追い込まれ，成年後見を申し立てる人が増えてくるとは思われる。

金融機関が厳しくすればするほど，申立てが増えてくるのだと思う。

数千万円の預貯金をもつ被後見人が施設に入所しており，その子どもや孫が施設に見舞いに行く度ごとに，交通費の他に数万円を支払う後見人がいた場合，そのような後見人の行為をどう思うか。

遠方から遊びに来た子や孫に対し，従前から親が数万円のお金を渡していたような慣行があったのなら，そのような後見人の行為も常識的には認めら

れる範囲かなと思う。

被後見人の意思で継続的にお金を渡していたという事実があり、周囲の者もそれを知っていたような場合、被後見人に意思能力がなくなっても、そのことを知っている後見人が代わってしてやることは許されるのではないかと思う。新たに何かをするということではなく、あくまで継続してやるということであれば、被後見人の意思が反映されているとみなすこともできるのではないか。

長男夫婦が両親と同居しており、実際には長男の子どもの学費に充てるのに、両親の生活費と称して後見人である長男が月に六、七十万円の預貯金を下ろすというケースも見られるが、このような行為をどう思うか。

長男が報酬として受け取る部分と親に甘えて出してもらおう部分とをしっかりと分け、不明なお金を受け取らないということを明文化しておく必要もあるのかなと思う。

社会通念というものがあるので、それに沿って常識的な線は引けそうな気はする。

その社会通念というものについて、裁判所と世間一般との間で隔たりがないかどうか問題であり、先程の6パーセントの話にも関係するが、制度を厳しく運用すると利用勝手が悪くなって利用者が減ることになるし、制度の利用者を増やそうと思うと、一般の方が利用しやすいような運用をしていく必要がある。

親族間で争いがあるというのは、財産について争いがあるわけで、その解決のためには、その方面の専門家が間に入って、親族一人一人と適切な対応をしていく必要があると思う。また、後見開始事件が右肩上がりの傾向にあるということであるが、裁判所はそれについてどのような分析をされているのか。

前者について、親族間で争いがある典型的な事例としては、長男が父親の預金を引き出して外車を購入したり、海外旅行をしたりしており、それを知った次男が後見開始の申立てをした上、長男が父親の財産を食い物にしてい

ると主張したケースについて、弁護士を後見人に選任し、後見人が長男に対し、費消した父親の金を返還するよう交渉して解決するという方法も考えられる。

後者について、後見開始の申立件数は右肩上がりに増えているが、後見事件は被後見人が亡くなるまで続くので、実のところ後見監督事件はもっとすさまじい増加の仕方をしている。長寿社会の我が国では、後見監督事件は総数として膨大な数になり、将来、大変な状況になるのではないかと危惧している。そこで、家庭裁判所の参与員にも協力してもらい、後見人から提出された報告書の第1次審査を行ってもらい、それをもとに書記官がチェックする方法などを考えている。

次に家屋の改造費がよく問題になるが、例えば、被後見人のためにバリアフリーにする経費は問題ないと思うが、被後見人が長期間老健施設に入所中であり、もう自宅に戻れないと思われるような場合に後見人が自分の子どもの勉強部屋の増改築費として数百万円を被後見人の預金から支出するようなケースをどう思うか。

介護等の理由による増改築費について手続をすると、行政から補助金が出ると思うが、その基準に沿うのも1つの方法かなと思う。

お爺ちゃんが自宅にいたときは、孫をとててもかわいがっていた。孫も大きくなったら勉強部屋も必要だろうと、お爺ちゃんが自宅にいたら、当然、増改築には賛成し、お金を出していただろうとまで述べる後見人もいる。

他の兄弟がよいと言え、支出してもよいのではないか。

兄弟がよいと言っても、被後見人が余生を暮らすのに十分な財産が残っているのか、あるいは施設にかかる月々の費用をまかなえる蓄えが残っているのかどうかということも支出の許否を判断する上で重要になってくる。

一人っ子の場合は、後見人が全部自分の意思で決めて良いのか。

一人っ子の場合は、被後見人の平均的な余命を踏まえて、年間収支と預金等の残額を考慮して決めることになるのではないか。

少子化の時代であるから、余命を考慮するのは一般的で常識的だと思う。

一般常識の範囲をどこで線引きするのが問題であると思うが、後見人の職務として身上監護というものがあるが、この点について、施設に入れっぱなしでお見舞いや面会に行かない場合、後見人の職務に関してチェックがはいるのか。

裁判所としては、後見人がどの程度真剣に被後見人のために管理をしているのかを見るようにしている。このことは、後見人から報告してもらうことにより分かる。

長男が後見人になって、自宅でいろいろ介護しており、被後見人もそれに満足しているが、一方で後見人による違法な支出がある場合、裁判所として、横領が認められるとして後見人を解任し、刑事告発するとなると、被後見人の介護をする人がいなくなって、施設に入らなければならなくなるという問題が生じる。

後見人が自己のために被後見人の財産を費消した場合、基本的にはこれを生前贈与とみなし、財産分与のときにその分をカットして他の兄弟に分け与えるという方法で、最終的に解決を図る方法もあるかと思う。先程の自宅の増改築の問題についても、被後見人が孫を本当に可愛がっていたという事実があり、あのお爺ちゃんであれば孫のためにやってあげているなど皆が思う状況なら良しとし、他の兄弟が1人でも反対したら止めておくという程度が良いと思う。後見人の職務は財産管理なのだから、あくまで現状維持を原則として運用するのが良いと思われる。

被後見人がかつて農業を営んでおり、現在は、その長男が後見人となって農業を引き継いで行っている場合、農業経営自体は赤字であるが、先祖代々受け継いできた田畑を荒らしてはいけないと、その手入れのために高額の農機具を購入する必要があるとって許可を求めてくるケースがあるが、どのように思うか。

結局、何が被後見人のためなのかということで悩むことが多い。財産を維持することも被後見人の利益だろうが、被後見人の生き様を無視してしまって、財産の維持管理だけを重視するのはどうなのかという気持ちがある。

お爺ちゃんが元気だったら、どうだったろうという家族や親族の意見等が判断の上で大きな資料になるのかもしれない。

元気なときの被後見人の意思を基本線にして、被後見人が行ってきたことや家族及び親族の意見等をよく調査し、総合的に勘案して常識的に決めるほかないのでないかと思う。

後見人である子どもが事業に失敗して窮地にあるとき、被後見人である親は自分の財産をなげうつだろうか、それとも、被後見人自身が生きていくための最低限のものは確保すべきだろうか、というところの兼ね合いが難しいと思う。

私自身もお婆ちゃんの立場として言えば、現在も孫たちに対し、事あるごとにお祝いとしてお金を平等に与えているつもりであるが、意思能力がなくなったとしても、その意思は子どもたちに受け継いでもらいたいと思う。

(9) 石川家庭・少年友の会の紹介並びに活動状況等について同会代表幹事による説明

(10) 委員長閉会あいさつ

## 5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成21年5月28日(木)

(2) テーマ

未定(委員に対するアンケートを実施した上で選定する予定)

(別紙)

## 第 1 1 回家裁委員会の話題事項

### 「高齢化社会と成年後見制度」

日本社会は急速な高齢化に向かい、認知症などにより判断能力の衰える高齢者の数は増大していくと予想されます。それに伴い、成年後見制度により保護と支援の対象となる高齢者も増大します。

成年後見制度は、判断能力が十分でない人を法律的に保護して支援する制度として作られました。とりわけ対象となる人(以下「本人」という。)の財産の保護が極めて重要とされ、成年後見人となった人には、財産管理に関して厳格な運用を求めています。家庭裁判所の行う後見監督においても、成年後見人の財産管理が適正に行われているかを相当厳しく点検し、不適当な管理を是正させたり、場合によっては成年後見人を解任するという厳しい措置を執ることになっています。

一方で、成年後見人は、本人の生活管理、療養看護、財産管理等の事務を行うにあたっては、本人の意思を尊重し、その心身の状態、生活の状況にも配慮しなければならないとされています。(民法858条)。

そこで、家庭裁判所としても、成年後見人にどのような人を選ぶか、また、後見監督を行うにあたって何が本人の利益であるかを見極めて財産管理の在り方をみる事が重要になりますが、本人とその家族や親族、地域のつながりの中で、どのように運用するのが適切か、もしも自分が本人であったらどのような運用を望むかなどについて各委員のご意見をお伺いします。

例えば、

- 1 誰が後見人になるかで親族の間で争いがある場合はどうか。
- 2 本人の財産から、本人が判断能力のある間に同人が家族や親族にしていた援助を続けることはどうか。また、これが貸付金や祝い金、寄付金であった場合はどうか。

などの事例を手がかりに、いろいろな場合のご意見をお願いいたします。